



三重県暴力団排除条例に関するアンケート

実施概要

担当部局	実施期間	対象者数	回答者数	回答率
くらし・交通安全課	2011年04月11日から 2011年04月25日まで	1596	1187	74%

三重県生活・文化部 交通安全・消費生活室、三重県警察本部 刑事部組織犯罪対策課です。
暴力団が県民生活や県内の事業に与える不当な影響を排除し、県民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とした「三重県暴力団排除条例」が、本年4月1日から施行されました。

「暴力団を容認しない三重県」、「暴力団にN○と言える三重県」を実現するため、今回、暴力団に対する認識や条例の周知状況等について、アンケートを実施させていただき、今後の活動の参考にさせていただきますので、ご協力をお願いします。

アンケートの募集期間は4月11日（月）～4月25日（月）です。

■ Q1 暴力団の存在について（1）

あなたは暴力団の存在について不安を感じていますか？
次の中から1つだけお答えください。

合計	1187	
大いに感じる	465	39.2%
少し感じる	584	49.2%
感じない	127	10.7%
まったく感じない	11	0.9%

■ Q2 暴力団の存在について（2）

Q1で「大いに感じる」又は「少し感じる」と答えられた方にお尋ねします。あなたが不安を感じる理由は何ですか？

次の中から主なものを2つまでお答えください。

合計	1049	
銃などを使った犯罪があるから	566	54.0%
怖そうな人が出入りする場所や暴力団事務所があるから	241	23.0%
実際に暴力団員から因縁を付けられたり、暴力団犯罪の被害を経験したから	61	5.8%
被害に遭いそうなとき、警察が守ってくれるとは思わないから	422	40.2%
何となく不安	390	37.2%
その他	49	4.7%

■ Q3 暴力団の資金源について（1）

あなたは、暴力団が資金源としているものは何だと思いますか？
次の中から主なものを3つまでお答えください。

合計	1187	
覚せい剤、麻薬など違法薬物の売買	947	79.8%
野球賭博の運営など違法なギャンブル	427	36.0%
盗みや強盗、振り込め詐欺などのお金を獲得する犯罪	235	19.8%
ヤミ金融など違法事業の運営	741	62.4%
企業や一般人へのゆすり、たかり	154	13.0%
飲食店、風俗店などから「みかじめ料」、「用心棒代」などの不当要求	493	41.5%
公共事業関連の建設業への参入	207	17.4%
株の取引や、企業を通じた経済活動への参入	135	11.4%
わからない	32	2.7%

■ Q4 暴力団の資金源について（2）

あなたは、暴力団にお金を出す人や会社などの存在をどう思いますか？
次の中から1つだけお答えください。

合計	1187	
決して出すべきではない	788	66.4%
状況によっては仕方がない場合もある	332	28.0%
その人や会社の自由だと思う	40	3.4%
その他	27	2.3%

■ Q5 暴力団の存在について（3）

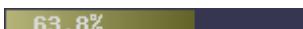
あなたは、暴力団が社会に存在し続けるのはなぜだと思いますか？
次の中から主なものを3つまでお答えください。

合計	1187	
暴力団は社会にとって必要悪だから	114	9.6%
暴力団を利用する人や社会が存在するから	1008	84.9%
暴力団にあこがれたり、かつこいいと思うような社会の雰囲気があるから	174	14.7%
暴力団を利用した方が都合がいいと考える人がいるから	644	54.3%
暴力団事務所用の物件を貸すような人がいるから	122	10.3%
暴力団に加入する人がいるから	501	42.2%

暴力団をやめたくても、やめにくいから	306	 25.8%
わからない	44	 3.7%

■ Q6 暴力団排除条例について（1）

三重県が一体となった暴力団排除活動を推進するため、平成22年10月に「三重県暴力団排除条例」を制定し、本年4月1日から施行しておりますが、あなたは、この条例を知っていますか？ 次の中から1つだけお答えください。

合計	1187	
条例の存在を知っており内容もある程度理解している	73	 6.1%
条例の存在は知っているが内容はわからない	357	 30.1%
条例の内容も存在も知らない	757	 63.8%

■ Q7 暴力団排除条例について（2）

Q6で「条例の存在を知っており内容もある程度理解している」又は「条例の存在は知っているが内容はわからない」と答えた方にお尋ねします。

あなたは、三重県暴力団排除条例が制定、施行されたことを何から知りましたか？（複数回答可）

合計	430	
テレビ	117	 27.2%
新聞、広報紙	261	 60.7%
インターネット（県警ホームページ等）	46	 10.7%
ポスター、リーフレット	81	 18.8%
会議、イベント等	29	 6.7%
その他	21	 4.9%

■ Q8 暴力団排除条例について（3）

Q6で「条例の存在を知っており内容もある程度理解している」と答えた方にお尋ねします。

あなたが知っている三重県暴力団排除条例の内容は何ですか？（複数回答可）

合計	73	
「暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない」という基本理念	60	 82.2%
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させないこととする	35	 47.9%
青少年が、暴力団の被害に遭ったり、暴力団に加入することのないよう、中学校や高等学校などで教育を行うこと	8	 11.0%
学校等の周辺に暴力団事務所を開設することを禁止すること	24	 32.9%

事業者が、暴力団員等に現金などの提供を禁止すること	40	54.8%
事業者が、暴力団の威力を利用する見返りに現金などを提供した場合、事業者名が公表されること	21	28.8%
不動産事業者等が、暴力団事務所に使用されることを知って取引を行った場合、事業者名が公表されること	14	19.2%
旅館やホテル等の事業者が、暴力団の利益になることを知って、施設を使用させた場合、事業者名が公表されること	16	21.9%

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。
All Rights Reserved,Copyright(C)2006.Mie Prefecture